別記第五十七号様式を次のように改める。

別記第五十七号様式（第四十一条関係）

番　号
年月日

判　定　書

氏　　名　　（男・女）
生年月日　　年　　月　　日（　　歳）
国籍・地域
居住地
職　　業

上記の者は、　　年　　月　　日口頭審理の請求をしたので、　　年　　月　　日
において
立ち会いの上口頭審理を行った結果、下記のとおり判定する。

判　定　要　旨

1　事実の認定

2　証　　拠

3　適用法条

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
支　局　　出張所
特別審理官

別記第五十八号様式を次のように改める。

別記第五十八号様式（第四十一条関係）

番　号
年　月　日

日本国政府法務省

判　定　通　知　書

殿

1　氏　　名　　男・女
2　生年月日　　年　　月　　日
3　国籍・地域
4　居住地

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し、口頭審理を行った結果下記のとおり判定したので、通知します。

判　定　要　旨

(1)　上記の判定に不服があるときは、この通知を受けた日から３日以内に、法務大臣に対し異議を申し出ることができます。
(2)　本邦への在留を希望する場合には、法務大臣に対し在留特別許可の申請をすることができます。
(3)　上記の判定に服した日から３日以内に、在留特別許可の申請をしなかった場合は、退去強制令書が発付されます。
(4)　退去強制令書が発付された後は、在留特別許可の申請をすることができません。

出入国在留管理庁　　出入国在留管理局
特別審理官

(注)　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。